

久慈市立平山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に向けての基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命を脅かしたり、心身の苦痛を強いたりする重大な人権侵害であり、絶対にやってはならない行為である。

どの児童に対しても日常の様々なきっかけで発生し、深刻化する危険があることから、教職員及び家庭や地域、関係諸機関が一体となって、いじめ防止の取り組みを行い、児童が安心して生活していくようにしなければならない。

そのためには、一人一人の児童の自己有用感や基本的自尊感情を育てるとともに、規範意識や社会性の向上を図り、いじめを生まない、いじめを許さない風土を培っていかなければならぬ。

また、児童を注意深く見守り、いじめが深刻化する前に早期発見し適切に対処できるよう努めるとともに、児童や保護者との信頼関係を深め、相談しやすい雰囲気や相談体制を構築する必要がある。

なお、いじめを確認した場合、組織的に速やかに対応できるよう生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を予め設置する。さらに、重大事態が発生し、学校が調査主体となる場合には、関係諸機関と連携しながら、「いじめ問題調査委員会」を設け、事実関係の調査や結果の報告、必要な措置等について講ずる。

いじめの懸案が解決したことと捉えるには、加害児童が被害児童に謝罪する場があつただけでなく、被害児童の心身の苦痛がない状態が3か月以上続いたこととする。

2 いじめ防止等の対策に関する取り組み

(1) いじめの未然防止のために

【学校・教師の取り組み】

- ①目指す教師像を目標に据え、児童・保護者、地域からの信頼を深める。
- ②「楽しい」、「わかる」、「できる」を目指した授業の実践と基礎・基本の確実な定着を図る。
- ③明るく生き生きとした学校生活を送るための学級指導、生徒指導の充実を図る。
- ④道徳教育や諸行事、復興教育の充実を図り、心身の健やかな育成と安全能力の向上をめざす。
- ⑤いじめ防止に関する共通理解と組織対応に努める。

【家庭・地域との連携】

- ①開かれた学校づくりの推進
- ②「まなびフェスティ」を通した継続的な連携
- ③夏井地区学校運営協議会、学校評価システムを生かした学校経営の改善

(2) いじめの早期発見のために

①日常の観察

- ・欠席や遅刻の状況、休み時間や授業の様子、言動の変化、持ち物や服装の状況、行事の取組等（定例の職員会議で気になる児童の共通理解）

②定期的な調査及び教育相談

- ・「生活アンケート」（年3回：6月、10月、2月）の実施、教育相談週間（全児童対象）の設定
- ・「保護者アンケート」（年2回：7月、11月）の実施
- ・「生活アンケート」「保護者アンケート」の結果は、職員会議等で共通理解
- ・お知らせ、市のHP等での結果の公表

③家庭との連携

- ・学級懇談会・個別面談の実施、連絡帳等の活用

④いじめ相談窓口の案内

- ・長期休業用の生徒指導だよりに記載

「24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310」「チャイルドライン 0120-99-7777」

(3) いじめに対する対処

①いじめ発見時の対応

ア) いじめの行為の停止

- ・迅速な対応
- ・行為の停止と事情把握
- ・毅然とした態度
- ・いじめが起きた集団への指導



イ) 管理職・生徒指導主事への速やかな報告

事実関係の把握

生徒指導委員会の開催



ウ) 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）の開催

事実関係の共有
対応の確認

被害児童の保護

保護者への説明

必要に応じて
教育委員会へ報告・
相談



エ) 被害児童と保護者への支援



オ) 加害児童と保護者への指導・支援

- ・いじめの解消の可否

【いじめの解消の定義】

- 被害者が心理的または物理的な影響を与える行為が、3か月以上止んでいる状態である。
- 被害児童及びその保護者との面談等により、被害児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できている。

②重大事態への対応

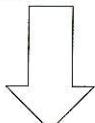
【重大事態の定義】

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあると認めるとき。

ア) 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）の開催
事実の確認



イ) 久慈市教育委員会へ報告



※被害児童保護者への説明
※必要に応じて警察へ相談・通報
(担当者：副校長又は生徒指導主事)

ウ) いじめ問題調査委員会の設置

構成員：学 校（校長、副校長、生徒指導主事、当該児童担任等）

関係者（指導主事、心理及び福祉関係者、保護者等（P T A役員等）のうち調査の公平性や中立性を考慮して人選し、被害児童保護者の了解を得た者。）



エ) 当該調査委員会の決定内容により説明

事実関係の 聞き取り、アンケート等	被害児童・保護者への説明	要望への対応
	加害児童・保護者への説明	



オ) 久慈市教育委員会への調査結果の報告



カ) 調査結果の公表

(必要により) 公表内容の検討、被害者児童 保護者の了解、保護者説明会の開催、マスコ ミへの対応	公表の必要性及び公表内容については調査 委員会及び久慈市教育委員会に諮る。
--------------------------------------------------------	------------------------------------------

3 いじめ防止の組織

(1) いじめ防止対策委員会

①目的

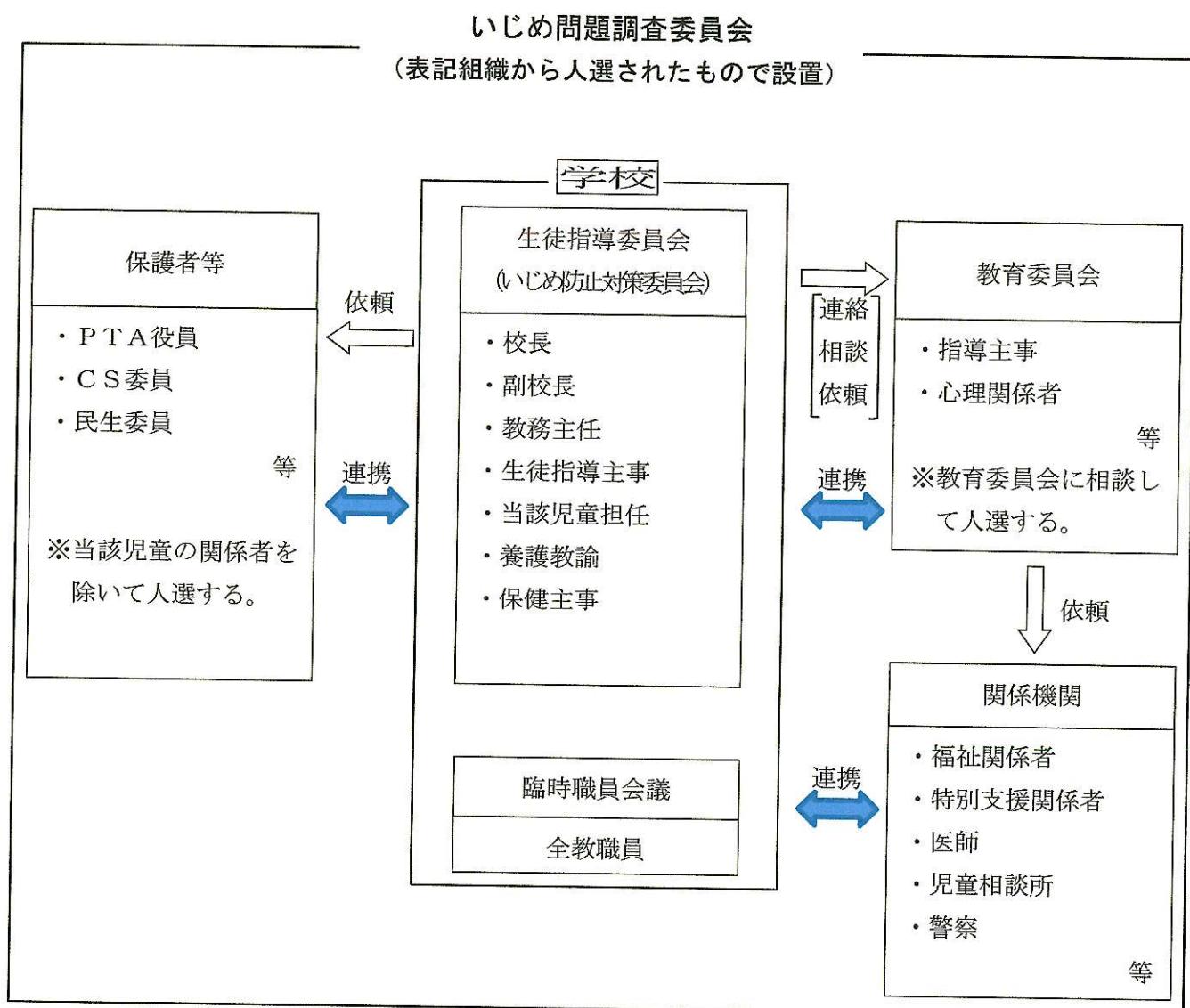
本委員会は、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を行うために設置する。

②開催時期

年2回の研修会（4月職員会議の後、2学期末反省会の時）を開催する。また、毎月の職員会議で生徒指導上の情報交換を行う。

③いじめの疑いのあるとき、また日常の生徒指導に関わっては「生徒指導委員会」がこれを兼ねる。

④重大事態が発生した場合には、この組織をもって「いじめ問題調査委員会」とする。



4 いじめ防止のための年間計画

月	未然防止対策	早期発見	
4月	<p>「基本的学習習慣・生活習慣づくり」 ・学級づくり、友だちづくり 「縦割り班体制づくり」 ・縦割り清掃、児童集会 「児童会スローガン」「一年生を迎える会」 ・思いやりの心の育成</p>	<p>学級懇談 ・情報交流 いじめ防止対策委員会① (4月職員会議後)</p>	
5月	<p>「運動会」 ・縦割り活動、リーダー性・協力性の育成</p>		
6月	<p>「ハイパーQU検査」 望ましい学級集団作り 「陸上記録会」「野外活動」 ・自己肯定感、仲間づくり</p>	<p>生活アンケート① ・実態把握と対処 ハイパーQU検査 保護者アンケート① 教育相談週間・個別面談</p>	学童連携
7月	<p>「夏休み地区活動」 ・縦割り活動</p>	<p>学校評価アンケート ・実施と分析 学期末個別面談 ・情報交流</p>	訪問 ・・・3回程度
8・9月	<p>「学校保健委員会講演会」「修学旅行」「遠足・校外学習」 ・人間関係づくり</p>	<p>こころの健康観察</p>	毎月実施の生活リズム調査週間 日常の観察
10月	<p>「ロードレース大会」 ・自己肯定感、仲間づくり 「学習発表会」 ・自己肯定感、仲間づくり</p>	<p>生活アンケート② ・実態把握と対処</p>	集会 ・・・長期休業前後
11月	<p>「児童会まつり」 ・縦割り活動 「福祉体験活動」 ・手話・車いす体験等</p>	<p>保護者アンケート② 教育相談週間・個別面談</p>	
12月	<p>「冬休み地区活動」「赤い羽根共同募金」 ・3・4年生総合的な学習</p>	<p>学校評価アンケート ・実施と分析 学期末個別面談 ・情報交流 いじめ防止対策委員会② (2学期末反省会後)</p>	
1月	<p>「書き損じはがき」 ・児童会活動</p>		
2月	<p>「6年生を送る会」 ・思いやりの心、感謝する心の育成</p>	<p>生活アンケート③ ・実態把握と対処 教育相談週間・個別面談</p>	
3月	<p>「修了式」「卒業式」 ・達成感・成就感、自己肯定感、感謝の心の育成</p>		